

亀山市告示第89号

亀山市相談支援包括化サポート会議設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年4月6日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市相談支援包括化サポート会議設置要綱の一部を改正する告示

亀山市相談支援包括化サポート会議設置要綱（令和2年亀山市告示第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
別表第1（第2条関係） <table border="1"><tr><td><u>市内の地域包括支援センター</u></td></tr><tr><td>（略）</td></tr></table>	<u>市内の地域包括支援センター</u>	（略）	別表第1（第2条関係） <table border="1"><tr><td><u>亀山市地域包括支援センター</u></td></tr><tr><td>（略）</td></tr></table>	<u>亀山市地域包括支援センター</u>	（略）
<u>市内の地域包括支援センター</u>					
（略）					
<u>亀山市地域包括支援センター</u>					
（略）					

附 則

この告示は、公表の日から施行する。